

積立預金規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と積立預金サービスの利用を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条(積立預金サービス)

1. お客さま(当社所定の支店に代表口座円普通預金(以下「本代表口座」といいます)を有するお客さまに限ります。)は、積立預金サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用を希望する場合、当社が指定するアプリ(以下、「アプリ」といいます。)から所定の手続きを取ることで、本サービスの利用を申し込むことができ、当社が認めた場合に本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービスは、本代表口座に設定された積立を目的とする目的別口座(以下「本目的別口座」といいます。なお、便宜上口座と呼びますが、本代表口座内の1つの勘定を指します。)に、お客さまが選択したコース(積立金額、積立期間及び回数等が選択でき、以下「本コース」といいます。)の内容に基づき、積立を行うものです(本コースを内容として積立を行うための契約を「積立契約」といいます。)。当社所定の範囲内で複数の積立契約を行うことができます。
3. 本サービスの利用にあたって、本規定と円普通預金規定とが矛盾する場合、本規定が優先するものとします。また、本規定に特段の定めがない事項については、円普通預金規定が適用されます。

第2条(積立方法)

1. お客さまは、本サービスの利用開始日の属する月の翌月以降、当社所定の日(当該日が金融機関の休業日である場合は翌営業日とし、以下「積立日」といいます。)に、本コースの内容に基づき、毎月積立を行います。なお、積立途中で本コースの変更はできません。
2. 本サービスに基づき積立ができる口座は、アプリ上で開設いただいた本代表口座内に設定された本目的別口座に限ります。
3. 当社は、積立日に、第1項に基づく積立金を、本代表口座から本目的別口座に振替をいたします。このとき、当社は、本代表口座に設定された全ての目的別口座の残高を除く本代表口座の残高(以下「本代表口座残高」といいます。)の範囲で、本目的別口座に積立金を振り替えるものとします。
4. 当社は、本代表口座残高が第1項に基づく積立金の金額に不足する場合は、当月の振替は行いません。また、同一日に複数の積立を行う場合で、本代表口座残高が複数の積立に係る積立金の合計額に満たない場合も、同様とします。
5. 前項の場合、当社は、翌月の積立日に同月及び前月の積立金の振替を行うものとし、当該振替ができなかった場合、翌々月の積立日に3か月分の積立金の振替を行うものとし、以下同様とします。なお、前項の規定は本項にも準用するものとします。

第3条(払戻し)

1. 当社は、本コースの毎月の積立金額を当該コースの積立期間の最終月まで継続して振り替えた場合、当社所定の日、本目的別口座から本代表口座へ積立金総額を振替いたします。
2. 当社は、前項に定める場合、お客さまに対し当社所定の特典を付与することがあります。
3. お客さまは、第1項に定める場合を除いて、積立契約を解約しない限り、本目的別口座から、当該積立契約に係る積立金の払戻を受けることはできません。なお、本目的別口座に係る積

立金の利息相当額については、この限りではありません。

第4条(利息)

本目的別口座に係る積立金の利息は、円普通預金規定の定めに従います。

第5条(解約・解除)

1. お客さまは、そのお申し出により、各積立契約をそれぞれ解約することができます。積立契約の期間満了前に解約した場合、解約時点で既に積み立てられている金額を本目的別口座から本代表口座に振替いたします。なお、各積立契約の一部を解約することはできません。
2. 当社は、本代表口座から本目的別口座に対する積立金の振替が3か月連続でできなかった場合、積立契約を解除できるものとします。この場合、解除時点で既に積み立てられている金額を本目的別口座から本代表口座に振替いたします。
3. お客さまの本代表口座が解約された場合、本規定に基づく契約及び全ての積立契約も解約されたものとみなします。

第6条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定、円普通預金規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第7条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上